

2019年4月1日

若桜町長 矢部 康樹 様

八頭郡若桜町大野106番地
大野自治会長 西山 博文 印

大野地区防災計画提案書

みだしのことについて、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、若桜町地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1. 計画名称 「大野地区防災計画」

2. 提案者

氏名・事業所名	住所・所在地	連絡先（電話番号等）
大野自治会長 西山 博文	八頭郡若桜町大野106番地	0858-

3. 添付書類

「大野地区防災計画（案）」

大野地区防災計画

1. 基本的な考え方

この計画は大野自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地域みんなで助け合いながら、災害に強い村づくりを進めます。



大野公民館



落折川

2. 計画の対象範囲

大野地内に居住する全ての住民。

3. 地区の特性

(1) 自然特性

- 山に囲まれ落折川と加地川が交差する平地に集まった大野地区と、国道29号線を約400m上がった落折川沿いの寺前地区とに分かれた地域である。
- 土砂災害危険区域に指定されている区域がある。
- 土石流危険渓流がある。
- 落折川、加地川の堤防の決壊、橋の損壊が想定される。
- 大雪による家屋の損壊、用水路の堰止めによる浸水が想定される。

(2) 社会特性

- 人口減少とともに高齢化が進み高齢化率は60%を超えている。
- 一人暮らしの高齢者が増加している。
- “元気だで 大野”を大野のスローガンとして活動している。
- 支え愛マップ(資料1)、支え愛カード[全世帯の緊急連絡先(資料2)]による共助。
- 実災害を想定した避難訓練を実施している。

4. 地域の防災対策

(1) 防災体制

大野自治会	世帯数：31 人口：67	事業所数：0	
1 自主防災組織の体制	役員	自治会役職 [氏名]	電話番号
	会長	自治会長 [西山博文]	0858-
	副会長	防災担当 [西本正敏]	0858-
	情報連絡班長	会長兼務	
	消火班長	自警団長 [小椋英一]	0858-

	要配慮者班長	自警団長兼務	
	給食給水班長	副自治会長 [西本正敏]	0858-
2 避難場所等	施設名	管理者	電話番号
①避難場所	大野公民館	公民館長 [福田説彦]	0858-
②避難場所 (町指定)	池田分館 ドリーミー	分館長 社会福祉協議会会長	0858-83-0540 0858-82-0254
③避難経路	支え愛マップに記入		
3 緊急時の 連絡先	連絡先		電話番号
	若桜町役場		0858-82-2211
	東部消防局		1 1 9
	八頭消防署		0858-85-1211
	八頭消防署若桜出張所		0858-82-1611
	警察本部		1 1 0
	郡家警察署		0858-72-0110
	若桜駐在所		0858-82-0042
	岩屋堂駐在所		0858-83-0800
	わかさ生協診療所		0858-82-0533
	柿坂医院		0858-82-0076
	わかさあすなろ		0858-82-5151
	中国電力株式会社		0120-465210
	ガス(有)西尾電機商会(八頭町・若桜町担当)		0858-72-0057
(株)NTT西日本		0120-444113	
4 その他	災害用伝言ダイヤル		1 7 1

(2) 活動体制

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成して災害時の任務を分担する。

組織	班長等	活動内容等
会長	自治会長	自主防災会の事業に関する総括。 支え愛マップ、支え愛カードの管理 災害発生時の応急活動の指揮命令
副会長	防災担当	防災訓練等実施計画の策定。災害発生時の会長補佐 支え愛マップ、支え愛カードの現行化維持
情報連絡班	自治会長 兼務	災害情報の収集。町、防災機関への伝達
消火班	自警団長	初期消火活動。消火栓、消火器の管理点検
要配慮者班	自警団長兼務	要配慮者の避難及び支援活動。避難機材の点検管理
給食給水班	副自治会長	炊き出し等の給食給水活動。備蓄食料等の管理

5. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災訓練の実施に関すること。
- (2) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難に関すること。
- (4) 災害時要援護者対策に関すること。
- (5) 給食・給水に関すること。
- (6) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。
- (7) 支え愛マップ・支え愛カードの維持管理に関すること。



支え愛マップづくり

6. 防災訓練

災害発生に備えて、情報の収集及び伝達、初期消火、避難誘導等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類
 - ① 情報収集及び伝達訓練
 - ② 初期消火訓練
 - ③ 避難誘導訓練
 - ④ 救出・救護訓練
 - ⑤ 給食・給水訓練



消火訓練

上記の内容を取り入れた総合的な訓練を行うものとする。

- (2) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成し、事前に住民に配布する。
- (3) 訓練の時期は、原則として年一回「防災の日」の前後の日曜日に実施する。

7. 情報の伝達訓練

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集及び伝達を次により行う。

- (1) 情報連絡班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。



有線放送による広報

- (2) 情報の収集伝達は、電話(携帯・IP電話)、テレビ、ラジオ、有線放送、防災無線屋外スピーカー、伝令等による。

8. 出火防止及び初期消火

- (1) 出火防止

大規模地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な要因であるので、

出火防止の徹底を図るため、毎月 1 日を「防災の日」とし、各家庭においては、次の事項に重点をおいて常に点検整備をする。

- ① 暖房用、調理用設備器具の周辺を整理整頓する。
- ② 電気のコンセントにゴミほこりがたまっていないか確認する。
- ③ その他建物等の危険箇所の確認

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、バケツ等を各家庭で備えておく。

9. 避難誘導

災害の発生が予測されるとき、地域住民の人命に危険が生じ、また、生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

- (1) 町長から避難勧告等避難情報が発令されたとき、又は自主防災会長が必要であると認めたときは、自主防災会長は、副会長及び各班長に対し避難誘導の指示を行うとともに、全住民に対し、避難情報の種類に対応した避難行動を発令する。
- (2) 平常時での寺前班・大野班・橋詰班ごとの居住人員数、災害発生時での避難者数(戸数・人員)を記録する。

10. 要配慮者対策

- (1) 災害時における要配慮者を迅速に安全に避難させるため、災害時要配慮者リスト(資料3)及び支え愛マップ等を作成し、最新のものを整備する。
- (2) 要配慮者班は、班長の支持に基づき避難機材等を使用し要配慮者を安全に避難所へ搬送する。



要配慮者の避難誘導

11. 給食・給水

避難所等における給食及び給水は、次により行う。

- (1) 給食給水班は、町から配分された食料又は地域内家庭等から提供を受けた食料等を配布し、または炊出し等を行う。
- (2) 給食給水班は、町から提供された飲料水及び自治会の備蓄用飲料水や、井戸(羽瀨宏則さん自宅)等により確保した飲料水にて給水活動を行う。



炊き出し

1 2. 防災資器材等

防災資器材等の配備及び管理に関しては、毎月の自警団点検日及び毎年の防災訓練の実施日に全資器材を点検するとともに、追加する資器材等を検討する。



(1) 自治会が保有する防災資器材

保管場所	物資名	数量	備考
消防ポンプ格納庫	ヘルメット	12	自警団員
	ヘッドライト	12	自警団員
	赤色誘導灯	1	
	リヤカー	3	寺前分館 1
	車いす	3	寺前分館 1
	投光器	1	
	コードリール	1	
	発電機	1	
	ビニールシート	1	
	スコップ	2	角 1・剣先 1
	鳶口	6	
公民館	毛布	10	
	電池メガホン	1	
	保存食	30	アルファ米
	保存水	60	ペットボトル
	飲用井戸水		羽瀨宏則さん宅井戸

1 3. 支え愛マップと支え愛カードの維持管理

支え愛マップ及び支え愛カードは、自治会役員で情報収集を行い、常に現行化を図り「支え愛カード」は自治会長が厳重に保管管理する。

[資料 1] 支え愛マップ(地域防災マップ)

[資料 2] 支え愛カード(緊急時連絡先等)

[資料 3] 要配慮者と支援体制

1 4. 参考資料

[参考 1] 避難情報の種類と取るべき避難行動

[参考 2] 被害を抑える地域の防災力

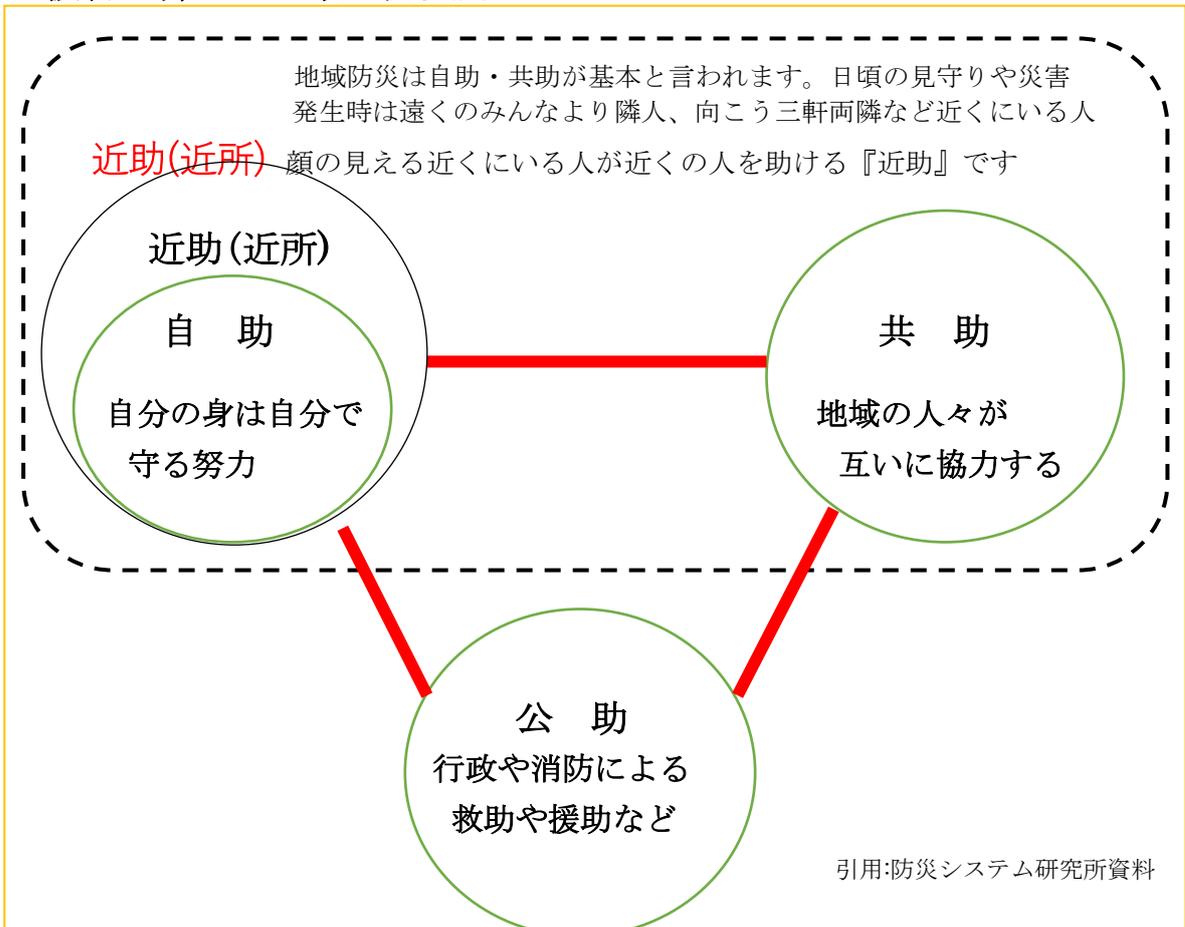
[参考 1]

★避難情報の種類と取るべき避難行動

避難情報の種類	住民等にとってのべき避難行動
避難準備・高齢者等避難開始	お年寄りの方、身体の不自由な方、小さな子どものいらっしゃる方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方、川沿いにお住まいの方は <u>避難を開始してください。</u> なお、避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
避難勧告	<u>速やかに避難を開始してください。</u> 外が危険な場合は、屋内の高い所に避難してください。
避難指示（緊急）	未だ避難していない方は <u>緊急に避難してください。</u> 外が危険な場合は、屋内の高い所に緊急に避難してください。

[参考 2]

★被害を抑える地域の防災力



迷ったときは？ 避難は「早め」「明るいうちに」「念のため」がキーワード

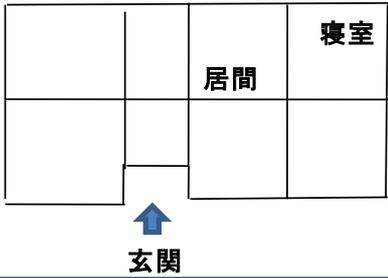


支え愛カード

資料2

なまえ	ふりがな		住所			
			若桜町大野			
生年月日	大・昭・平	年	月	日(才)	電話番号	0858-83-
緊急時連絡先	①	電話番号				関係
		氏名・住所				
	②	電話番号				関係
		氏名・住所				
	③	電話番号				関係
		氏名・住所				
かかりつけの医院			健康状況と持病			
同居の家族等	なまえ	関係	年齢	健康状況と持病		
その他						

○住宅配置図

				例	

○避難経路図

		○集落配置図を添付し 避難所までの経路を記入
		

要配慮者の支援体制

資料3

支援隊	要配慮者	支援者	避難用具	注意事項
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

(注1)災害弱者とは災害発生時に自力避難が困難な高齢者や障害者をいう

(注2) 支援者は、要配慮者へ声をかけながら<例えば:大丈夫ですか!・気分悪くないですか!・痛くはないですか!等
搬送経路は安全か?・危険な場所はないか?安全を第一優先に確認しながら搬送する。
決して無理をしない(支援要請等)

(様式第2号)

若桜町総発第1052号
令和元年11月22日

大野自治会長 西山博文様

若桜町防災会議会長
若桜町長 矢部康樹 印

審査結果通知書

災害対策基本法第42条の2に基づき提案された地区防災計画について、令和元年度若桜町防災会議で審査された結果を下記のとおり通知します。

記

1. 計画案名称等

名 称	大野地区防災計画
団 体 名	大野自治会
代表者氏名	大野自治会長 西山 博文
計画対象範囲	大野地内に居住する全ての住民

2. 審査結果

(1) 実施日 令和元年11月22日 (若桜町防災会議開催日)

(2) 審査結果 若桜町地域防災計画に定めることに決定。